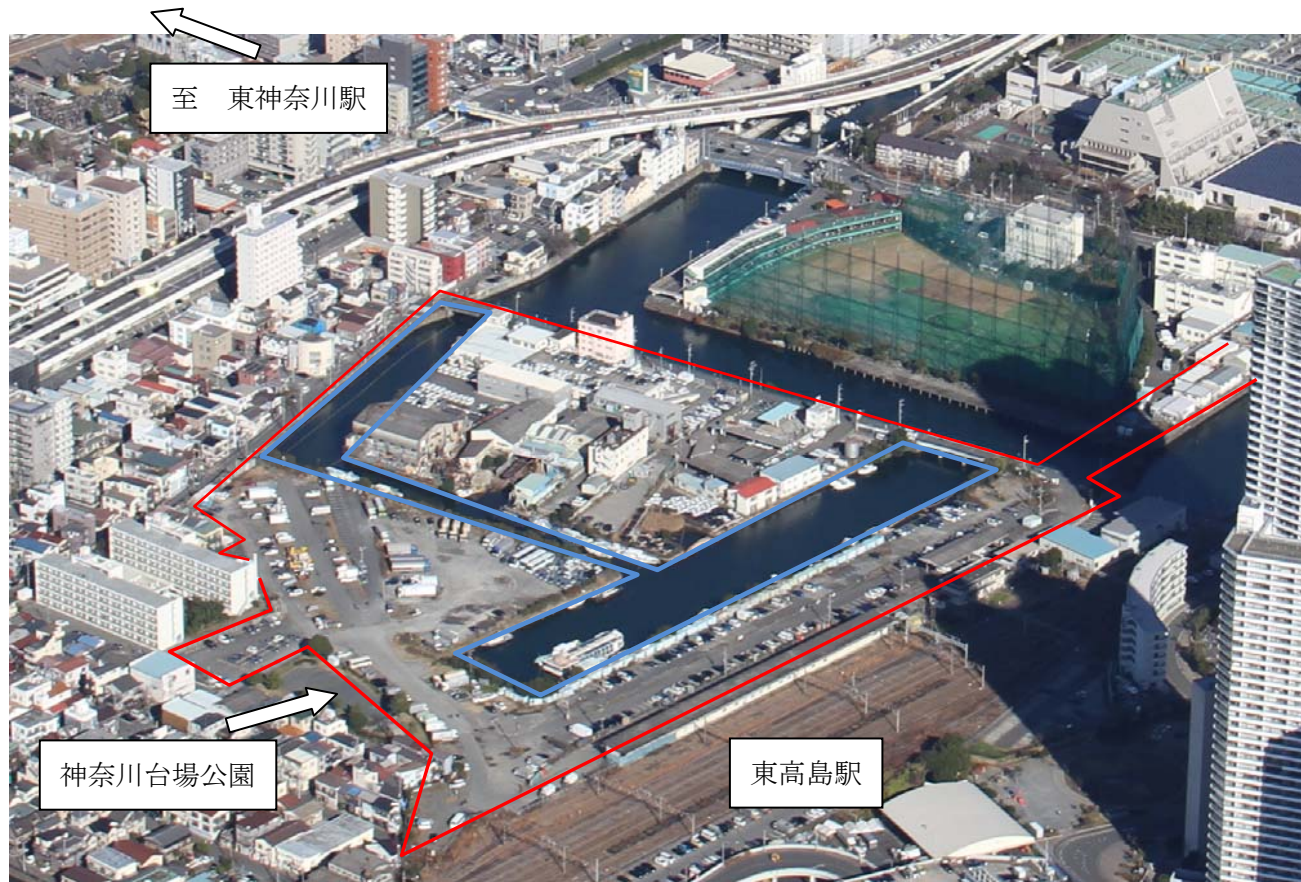


(仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画に係るアセスの取扱いについて

第10回環境影響評価審査会  
事務局資料  
平成29年12月25日



- 【事業1】  
埋立区域
- 【事業2】  
土地区画整理事業区域

現地ではまず、【事業1】水面の埋立事業（事業者：横浜市）、【事業2】土地区画整理事業（事業者：関係権利者で構成する組合）が行われる予定です。両事業とも、条例アセスの規模要件に満たないため、審査会の審議対象ではありません。

【事業1】及び【事業2】による基盤整備後、【事業3】としてC地区に3棟（建築基準法上の扱いは2棟）の高層建築物の建設事業（C-2地区事業者：日本貨物鉄道株式会社、C-1地区事業者：三井不動産レジデンシャル株式会社）が行われる予定です。この【事業3】が本アセス対象事業となるため、その事業者、事業予定地等にアセス条例の規定が適用され、審査会の審議対象となります。



【事業1】及び【事業2】はアセス条例の対象外であるため、審査会の調査審議の対象ではありませんが、【事業3】のより良い環境づくりに密接に関連する事業のため、配慮市長意見書及び方法書市長意見書において、「関連する計画や事業との一体的な環境配慮や住民説明について、別途行われる地区計画等の都市計画決定や、水域の埋立、土地区画整理事業などと、計画段階から事業実施段階まで、まちづくり関係者間で情報を共有し、東高島駅北地区全体で整合が図られた一体的な環境配慮を行うこと。本事業のみならず東高島駅北地区一連のまちづくりについて、まちづくり関係者と十分に協力し、丁寧な住民への説明に努めること。」を求めています。これに対し事業者からは、「まちづくり連絡協議会」を開催し対応していく旨の見解が準備書で示され、協議会は現在活動中ときいています。